

本勉強会の設置について

資源エネルギー庁

1. 背景

エネルギーは、国民生活や経済社会活動の基盤をなすものであり、我が国においては、環境保全や効率化の要請に対応しつつ、安定的なエネルギーの供給を実現することが求められている。このためには、電力の効率的・安定的な調達が必要となるが、卸電力市場の在り方・運営上の課題、一般送配電事業者における需給運用上の課題や発電事業者・小売電気事業者における計画値同時同量・市場取引上の課題など、様々な課題が顕在化している。

こうしたことを踏まえ、第41回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2021年11月18日開催）において、電力の効率的な調達・確保の在り方や、各事業者が果たすべき役割について、今後、具体的な対応策の検討のために、勉強会を立ち上げることが提起されたところ。

2. 目的

本勉強会においては、再生可能エネルギーが主力電源化する電力市場において、今後は容量市場等により日本全体として必要な供給力（kW）が確保されることを前提とした場合に、

- ① 発電事業者、小売電気事業者、送配電事業者それぞれの立場から、需給運用及び各市場（卸電力市場、需給調整市場など）の課題を整理し、
- ② 日本の現状の電源構成や電源特性、これまでの制度・市場設計に伴うシステム改修が進行中である実態も踏まえ、
- ③ 先行事例として様々な諸外国の例も学びつつ、

これら全体を俯瞰して望ましい仕組みは如何にあるべきか、及びその実現に向けた時間軸をどのように置くべきか等について検討を行う。

3. 検討に当たっての前提

検討に当たっては、今後、予定している制度変更（2022年度の新インバランス料金制度の導入や2024年度までに段階的に開場される需給調整市場）を前提に議論を行う。

（例）

- 小売電気事業者の入札行動については、新インバランス制度の下では調整力のコストや需給ひっ迫時の補正カーブを前提に行われると考えられる。
- 需給調整市場の開場により、一般送配電事業者による電源起動の指令権の在り方は変化し、市場をベースとした電源起動となる。

4. 留意事項

- 本勉強会は、資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関が共同事務局となる形で運営する。
- 本勉強会における議論の進展に応じ、事務局より電力・ガス基本政策小委員会に対して報告を行う。
- 委員・オブザーバーについては、議論の状況に応じて、追加・変更を行う。